

TOPIC ①

コロナ禍における 地域金融機関の役割

①北おおさか信用金庫が 取り組む顧客支援



北おおさか信用金庫
常務理事
小牧 義昭

一 はじめに

北おおさか信用金庫が営業エリアとする北大阪地域にも突然、新型コロナウイルス感染症の拡大危機が訪れた。大阪、兵庫、京都の府県民は緊急事態を克服するために必死に自粛して耐えている。今後、「第2波」、「第3波」が押し寄せてくるかもしれないが、「新しい生活様式」を遵守し、1日も早い新型コロナウイルス

ナウイルス感染症の収束を期待したい。

しかし、経済はすでに大きな打撃を受け、信用金庫をはじめとする地域金融機関はこの危機を克服するため地域経済の担い手として真の役割を果たす時がやってきた。

二 北おおさか信用金庫 営業店景況感アンケート 調査結果

北おおさか信用金庫においては、四半期毎に景況レポートを発行しており、緊急調査として新型コロナウイルス感染症拡大の影響を予定しているが、その前に、当金庫営業店長による北おおさか信用金庫営業店景況感240社のアンケート調査（2020年3月）を実施した（図表1参照）。その結果、先行き、見通しが、良好・明るい2社、普通52社、低迷・不安186社となり、ほぼ全業種において景気後退を懸念する声が高まっている。

業種別では、飲食業では予約キャンセルにより大幅な減収の一方、テイクアウト、宅配を手掛ける業者が増加している。旅行・宿泊業者は外国人旅行客の減少により大幅に減収している。デイサービス等の介護事業者は利用者が激減しており、歯科医院も急な治療以外は敬遠されている。製造業においては、国内生産へ回帰する業者や仕入難となっている業者が多く、長期にわたる業況低迷を予想して

いる。自動車関連事業では中国向け輸入・輸出の低迷、建設業は資材調達難に陥っている。不動産業では、販売で住宅機器が入荷されず物件の引渡しができない事象が発生し、賃貸では家賃の引下げや猶予が求められている。機械卸売業者・アパレル業者は中国からまともな輸入・仕入ができない一方、プラスチック製造業者はビニール手袋の需要が増加している。消費に目を向けると、コンビニエンスストアでは弁当需要が良好であり、スーパーマーケット・ドラッグストアへの食品・生活関連供給の卸売業者は好調であった。

三 当金庫の新型コロナウイルス ウィルス関連融資5月 末実績

1 当金庫の新型コロナウイルス 関連融資実績

2020年5月末現在の当金庫の新型コロナウイルス関連融資は、実行件数2024件、金額50242百万円、うちプロ

TOPIC ①

コロナ禍における 地域金融機関の役割

②コロナショックと 地域経済に対する 今後の対応



北おおさか信用金庫
審査部（経営支援担当）次長
中小企業診断士
田川 雅偉

一 新型コロナウイルス 感染症への対応と地域 経済の影響

1 第2波が予想されるなかで の地域経済への影響

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響（「コロナショック」）は、外出・営業の自粛要請に伴う消費が急減したことにより、大きな影響が

生じている。ほぼ世界同時に生じたショックであることはリーマン・ショックに似ており、人の移動を伴う活動自粛により、観光業、飲食店のみならず多くの業種で資金繰りが逼迫する事態になっている。

また、震災（東日本大震災）のように工場や店舗などの設備に直接的な被害が生じたわけではなく、復旧・復興に要する期間はないものの、インバウンド

を中心に消費が元の行動に戻る確約はなく、コロナウイルス収束後の「新しい生活様式」での消費行動、経済活動に対応できるか否かが鍵である。

また、収束したかに思えても、第2波、第3波と拡大する可能性もあり得ることから、地域経済への影響は長期化かつ深刻化することが懸念される。

そして、業種によつては、コロナウイルス収束後の消費スタイルやサプライチェーンの変容に対応する必要があるであろう。地域金融機関においては、当面の資金繰り支援に万全を期すことのみならず、取引先が事業継続していけるように、非金融面での支援も一層重要となる。

2 特に懸念される業種

「コロナショック」同様、景気が甚大なショックを受けて金融市場等に影響を与えたケースは多々あるが、先述のとおり日本経済に影響を与えたという点では「リーマン・ショック（2

008年）」や「東日本大震災（2011年）」が挙げられる。しかし、コロナショックのインパクトはリーマン・ショック並みかそれ以上、外出自粛等によるレジャー産業等への影響は、東日本大震災と類似しているが、影響の規模・範囲・期間は比較にならないほど大きなものとなっている。感染拡大防止のための経済活動自粛により、人の不要・不急の移動制限が要請されている中で、コロナショックで影響を受けている産業の頭文字をとって「BEACH」産業『B（ブッキング）予約』、E（エンターテインメント）娯楽』、A（エアライン）航空』、C（カジノとクルーズ）、H（ホテルとリゾート）宿泊・観光』とも称されているようだが、やはり影響・打撃が大きい業種としては、インバウンドに関する業種である宿泊・飲食・レジャー・観光・運輸等が挙げられる。

インバウンドに関する業種は、主に個人向けサービス業であり、中小企業、小規模零細企

TOPIC ②

LIBOR停止と金融機関業務

① LIBORの恒久的停止に関する 取組みと今後の課題について

はじめに

金利指標「LIBOR」の公表停止が見込まれる2021年末まで残り1年半を切った。

金融庁・日本銀行の合同調査では、運用（貸出等）において金利指標の変更を要する円LIBORを参照する取引は21兆円と巨額に上ることが判明しており、今後、銀行およびLIBORを利用する事業法人等は急ピッチでの対応が求められる。本稿では、LIBOR問題に関して、本邦におけるハイレベ

ルでの検討状況について整理するとともに、特に貸出を中心に、これまでの検討状況や今後の課題について解説する。

なお、本稿中の意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であることに留意されたい。

LIBORの恒久的な公表停止の可能性

1 LIBORの恒久的な公表停止について

LIBOR (London Interbank

Offered Rate、ライボー）とは、

ロンドン市場での金融取引における銀行間取引金利のことであり、主要5通貨（米ドル、英ポンド、ユーロ、スイスフラン、日本円）で公表されている。日本円通貨のLIBORは「円LIBOR」と呼ばれ、本邦では、大企業から中堅企業を対象とした変動金利貸出やデリバティブ取引等の参照金利として広く利用されてきた。

LIBORを巡っては、2012年に発生したLIBOR不正操作事件以降、改革等が進め

られてきたが、LIBORを監督している英国金融行為規制機構（以下、「FCA」という）の表明を受け、2021年末以降にはその公表が恒久的に停止する可能性が高まっている（注1）。銀行およびLIBORを利用する事業法人等は、2021年末までの約1年半の間に、LIBORの公表停止に備えた対応を早急に実施することが求められる。

2 LIBOR利用状況調査結果

本邦におけるLIBORの利

一般社団法人 全国銀行協会 業務部

高橋 哲生
関口 達仁
大峰 裕之

TOPIC ②

LIBOR 停止と金融機関業務

② 全銀協「相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）」の解説

森・濱田松本法律事務所 弁護士
佐藤 正謙
青山 大樹
森 勇貴

はじめに

一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」という）は、2020年3月31日、「相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）」（以下、「本参考例」という）およびその解説を公表した（注1）。本稿では、本参考例の内容と各条項の実際の運用における留意点を中心に解説する。本参考例は、LIBOR公表停止問題を受けて作成されたものであるが、その背景・意義の詳細については、全銀協

「LIBORの公表停止に関する対応について」（本誌16頁以下）を参照されたい。

なお、筆者らは全銀協のアドバイザーとして本参考例およびその解説の策定に関与する機会を得たものであるが、本稿中意見にわたる部分は筆者らの個人的見解である。

一 本参考例について

本参考例は、日本円金利指標に関する検討委員会公表の2019年7月付「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する

市中協議」（以下、「市中協議文書」という）および同委員会公表に係る2019年11月付「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」取りまとめ報告書」（以下、「市中協議取りまとめ」という）等における議論の動向を踏まえ、金融機関のみならず一般事業法人等からのヒアリングの機会も得て、作成されたものである。

また、本参考例の作成にあたっては、米国 Alternative Reference Rates Committee (ARRC) 公表の2019年5月30日付“ARRC

Recommendations regarding More Robust Fallback Language for New Originations of LIBOR Bilateral Business Loans”（以下、「ARRCバイラテ条項案」という）等、諸外国における議論・検討の内容も参考にしている。

このように、本参考例は、その公表時点における国内外の議論を踏まえて作成しているが、個別具体的な条項の内容については、現時点において実務上確立した考え方の一致が見られない点も多く含まれている。本参考例は、それでもなお、今後の

中小M&Aガイドラインの概要について（上）

明治大学 商学部 教授 山本 昌弘

2020年3月31日に、「中小M&Aガイドライン―第三者への円滑な事業引継ぎに向けて―」が、公表された。このガイドラインは、2015年3月に策定された「事業引継ぎガイドライン―M&A等を活用した事業承継の手続き―」を、「事業引継ぎガイドライン」改訂検討会によつて5年ぶりに全面改訂したものである。中小M&Aガイドラインの本文および参考資料は、それぞれ中小企業庁のHPからダウンロードが可能になっている（注1）。そこにはガイドラインの理解を助けるために、『中小M&Aガイドライン』についてという概要資料もアップされている（注2）。

類似のガイドラインとしては、2016年12月に10年ぶりに改訂された「事業承継ガイドライン」が存在する（注3）。筆者は、2015年の旧事業引継ぎガイドライン、2016年の改訂事業承継ガイドライン、そして今回の中小M&Aガイドラインを座長（ないし委員長）として取りまとめてきた。そこで本号と次号にわたり、中小企業のM&Aに係る諸ガイドラインの制定および改訂の経緯を述べるとともに、最新の中小M&Aガイドラインの概要について解説していきたい。

旧事業承継ガイドラインは2006年6月に策定され、「事業承継ガイドライン―中小企業の円滑な事業承継のための手続き―」として、サブタイトルが付されていた。その後、2014年に、事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会が中小企業庁に設置され、同年7月に『事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会中間報告』が公表される。この中間報告は、事業承継が喫緊の課題であることを強調し、事業承継ガイドラインの改訂とM&Aガイドラインの策定を提案する。

これを受けて同年秋に、中小企業向け事業引継ぎ検討会が設置される。この検討会が策定したのが、旧事業引継ぎガイドラインである。さらに、前述の事業活性化に関する検討会に事業承継ガイドライン改訂小委員会が設置され、こちらは2016年12月にサブタイトルのないシンプルな改訂版の事業承継ガイドラインを10年ぶりに公表する。事業承継ガイドラインについて、

いは、『事業承継ガイドラインを読む』（注4）において詳述しており、本稿においても事業承継をキーワードに、中小M&Aガイドラインを解説する（「図表1」参照）。

一 事業引継ぎガイドラインから中小M&Aガイドラインへ

1 事業承継ガイドラインの各論としての事業引継ぎガイドライン

事業承継ガイドラインは、中小企業の事業承継全般を取り扱ったガイドラインで、事業承継の類型について、親族内承継、役員・従業員承継、社外への引継ぎ（M&A等）の3類型に区分している。事業承継とは、事